

地下水汚染の拡大の防止技術公募要綱

東京都（以下、「都」という）では、持続可能な土壤汚染対策を実現するため、「土壤の3R」を考慮した土壤汚染対策を推進しています。一方で、中小事業者の工場等の跡地で高濃度の土壤・地下水汚染が確認された土地においては、周辺建物が近接している、施工ヤードを十分に確保できないなどの理由から適用できる技術が限られており、土地の面積に比べて高コストになりやすいのが現状です。その結果、資力が十分でない中小事業者にとって、土壤汚染対策に係る費用の負担は大きく、そのため土壤地下水汚染対策が滞り土地の利活用が進まないケースが見られています。

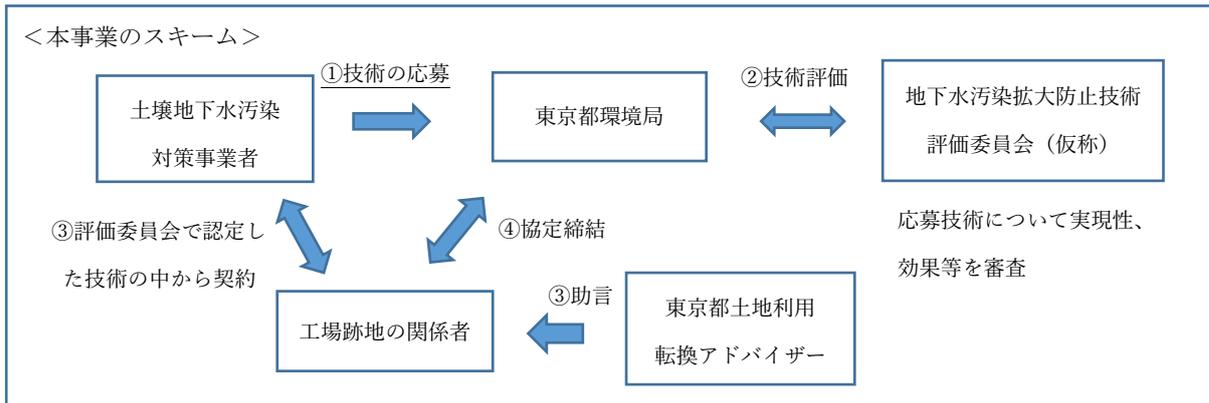
そこで、都では狭あいな土地で施工が可能で、低コストで効果的な地下水汚染の拡大防止対策の技術について確立・普及を図るため、実証事業を実施いたします。この実証事業の対象となる地下水汚染の拡大防止技術を下記の通り募集します。

記

1 実証事業の概要

本事業は、汚染が確認されている中小事業者の工場等の跡地において、掘削除去によらない技術により土壤地下水汚染対策を実際に行い、当該技術の効果等を検証し、公表することにより、「土壤の3R」を考慮した土壤汚染対策の普及を図るものです。実証事業は以下の流れで進めていきます。

- ①実証に用いる技術を公募
- ②応募された技術について都が設置する地下水汚染拡大防止技術評価委員会（仮称）において実効性等を評価したうえで、有効な技術を認定
- ③工場跡地の関係者（中小事業者、土地所有者、土地購入者等）が、東京都土地利用転換アドバイザーの助言を受けながら対策内容を検討し、認定された技術の中から当該地に最適な技術を選択したうえで、工場跡地の関係者と対策技術を持つ対策事業者が個別に契約し対策工事を実施
- ④対策工事に係る費用は、都と工事の発注者の間で協定を締結し、協定に基づき、1件当たりの上限2,000万円まで都が負担することとし、対策実施後に都から工事の発注者に支払い
- ⑤実施した対策工事について、事例としてとりまとめて公表し、普及・浸透を図る



2 公募対象技術

狭あいな土地でも施工が可能であり、掘削除去によらない土壌地下水汚染の拡大の防止技術で、東京都土壌汚染対策指針に定める措置に対応した技術（原位置浄化、透過性地下水浄化壁、封じ込め、不溶化等）。なお、想定する汚染の状況及び対象地の概要については、「公募対象技術における土地の条件」のとおりです。

3 技術の認定方法

(1) 評価方法

都が設置する地下水汚染拡大防止技術評価委員会（仮称）において、応募された技術について、以下の視点により評価し、有効と認められる技術を認定します。なお、評価にあたり必要に応じて応募事業者にヒアリングや追加資料の提出を求めています。

(1) 技術の適用性【必須項目】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策範囲、対策深度、対象の汚染物質（「公募対象技術における土地の条件」）を措置できるか ・ 狭あいな土地（数百㎡程度）において実施可能か ・ 東京都土壌汚染対策指針に合致する方法か 	
(2) 費用・施工期間【重要項目】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工費用総額（イニシャルコスト＋ランニングコスト）が掘削除去と比べて安価か ・ より短期間で工事を終了できるか（効果の検証期間を除いた現地施工の完了までの期間） 	
(3) 周辺環境配慮・工夫等【付加項目】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音・振動・悪臭の発生抑制、交通への影響等、周辺環境に配慮された内容か ・ その他、他の技術と比較して工夫されている点、新規性など 	

(2) 結果通知

地下水汚染拡大防止技術評価委員会（仮称）において、審査を行った上で提案された

技術の評価を行います。審査の結果は、応募者全員に対して書面により個別に通知します。また、認定された技術については、その概略を都のホームページで公表します。

4 スケジュール

募集期間	令和5年7月3日 から 7月28日まで
技術評価	令和5年8月中
評価結果の通知・公表	令和5年9月中

5 応募手続き

(1) 提出書類

○地下水汚染の拡大の防止技術応募申請書

○申請書別紙 別紙1、別紙2

○応募する技術を紹介したパンフレット等（ある場合）

作成後、A4版の紙ファイルに綴じた上、正本1部及び電子媒体1部を提出してください。

(2) 提出方法

5（3）の提出先への直接持込み又は郵送により提出してください。

(3) 提出先

東京都環境局環境改善部化学物質対策課

「地下水汚染の拡大の防止技術の公募」担当 宛

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号都庁第二本庁舎20階北側

(4) 公募期間（受付期間）

令和5年7月3日（月曜日）から7月28日（金曜日）まで

※ 持込みによる提出の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、事前に下記担当に連絡のうえで来庁してください。

※ 郵送による提出の場合は、公募期間中に到着するよう送付してください。

7 その他

本公募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。

8 公募全般に関する問合せ先

本公募に関するお問い合わせは、次の担当者宛に電話でお願いします。ただし、審査の結果等に関するお問合せには応じられません。

(問い合わせ先) 東京都環境局環境改善部化学物質対策課
「地下水汚染の拡大の防止技術の公募」担当
電話番号(直通) 03-5388-3467

地下水汚染の拡大の防止技術応募申請書

年 月 日

東京都知事 殿

住所

氏名

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

地下水汚染の拡大の防止技術として、以下の技術を応募いたします。

技術の名称	
技術の対象物質	
想定する汚染の詳細及び対象地の状況※ ¹	ケース① ・ ケース② ・ ケース③ ・ ケース④ (汚染の想定状況及び対象地の概要等の設定を別紙____ のとおり変更して申請します。) ※ ²
施工方法	申請書別紙____のとおり
施工費用	申請書別紙____のとおり
施工期間	申請書別紙____のとおり

連絡先	所 属： 氏 名： 電話番号：
-----	-----------------------

※¹ 可能な施工条件に○をしてください。

※² 東京都が設定した汚染の状況及び対象地の概要の条件が、設定を変更することで施工が可能な場合、変更した条件を別紙に記載ください。

申請書別紙

1 施工方法

施工技術の概要※ ¹	
施工手順	
施工平面図	
施工断面図	
効果測定結果※ ²	
施工時の環境対策	

※1 施工技術の概要は、施工技術の特徴や原理を記載して当該技術により地下水の汚染がどのような方法で拡大防止できるかを記載ください。

※2 効果測定結果は、自社で施工した結果や実証結果を記載ください。（2年間モニタリング測定結果や原位置浄化結果等）

※3 必要に応じて図面等を添付してください。

申請書別紙

2 施工費用

施工内訳	施工費用	
	税抜き	税込み
合計		

※別紙 1 施工手順で記載した工種ごとに記載してください。(別紙でも可)

※施工手順が書ききれない場合は、行を追加して記載ください。

※施工費用は、直接工事費と仮設費、その他諸経費を分けて記載してください。

3 施工期間

施工手順										

※施工手順をガントチャート形式で記入してください。(別紙でも可)

※施工手順及び期間が書ききれない場合は、行又は列を追加して記載ください。